

令和6年度 赤い羽根共同募金公募助成 (誰もが住みよいまちづくり助成)

申請の手引き



1. 助成目的・対象

伊丹市共同募金委員会では、募金活動を通じて「誰もが住みなれた地域で、安心して、安全に暮らし続けることのできるまちづくり」を目指して、地域を良くしていこうと地域住民等が主体となって、企画・参画する下記のような地域福祉活動に対して助成します。

① 対象事業の実施期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月20日(木)

② 対象団体

伊丹市内を活動場所とする市民活動団体、NPO法人、地区社会福祉協議会、自治会など

③ 対象事業

誰もが住みなれた地域で、安心して、暮らし続けることのできるまちづくりを目的とした活動。

※営利を目的とする事業、行政委託事業、介護保険事業、政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とした活動や、ボランティア助成、サロン助成を受けている事業は対象となりません。

種別	継続事業	新規事業
	すでに取り組んでいる事業	令和6年度から新しく取り組む事業 (新規事業は3年間連続して同一事業での申請ができます。一年毎申請)
※過去本助成を受けた団体は3年間申請できません。		
事業内容	(1) 支援活動 【例】 <ul style="list-style-type: none">・学習支援活動(※)・子ども、高齢者、障がい者の居場所づくり・生活困窮者への支援活動・引きこもり支援活動・母子・父子家庭の子ども一時預かり活動・ピア・サポート活動(※)	

	<p>・高齢者・障がい者への権利擁護・成年後見相談事業（※） など</p> <p>(2) 交流活動 【例】</p> <p>・発達障がいに関する交流会（※）</p> <p>・障がい者のスポーツ交流啓発イベント（※） など</p> <p>(3) 防災防犯活動 【例】</p> <p>・障がい者施設・小学校合同の防災訓練（※）</p> <p>・防災小冊子の発行など災害時要援護者支援事業（※） など</p> <p>(4) 人材育成活動 【例】</p> <p>・親子で観望会（※）</p> <p>・福祉教育を進めるための活動 など</p> <p>(5) その他</p> <p>※（※）は過去助成事業です。</p>
--	--

2. 配分金

一事業あたり 200,000円以下（対象内経費の20%以上は自己資金を充当）

※対象団体が複数の事業に対して申請を行うことができません。（一団体につき一事業）

※応募の内容や件数により、不採用や配分額の減額などがあります。

3. 申請からの流れ

① 申請

(1) 申請の手続き

下記の書類を伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会）までご持参下さい。

- 申請書（様式1-1、1-2、1-3、1-4）
- 団体定款・規則・会則など
- 令和4（2022）年度事業報告書
- 令和4（2022）年度決算書
- 令和5（2023）年度事業計画書
- 令和5（2023）年度予算書
- 見積書（備品購入等）
- 備品写真（買替え等）

(2) 申請締切日

令和6年1月26日（金）必着

② 助成審査と決定

(1) 伊丹市共同募金委員会赤い羽根共同募金公募配分審査会による書類選考およびプレゼンテーションにて審査を行い、配分団体及び配分金額を決定します。

(2) 審査の結果については令和6年3月下旬に文書で通知いたします。

③ 事業報告

(1) 報告の方法

下記の書類を伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会）までご持参下さい。

- 報告書（様式2-1、2-2）
 - 事業風景を記録した写真（集合写真を除く）
 - 事業にかかった経費すべての領収書のコピー（対象内・対象外経費を含む全ての領収書）
 - 配分事業であることを住民にPRした写真やチラシ、パンフレット、広報誌等
- ※提出していただいた写真やチラシ等は、広報に使用させていただく場合があります。

(2) 提出期日

活動終了後14日以内に提出下さい。（最終締切日：令和7年4月3日（木））

※助成金返還金がある場合は速やかに連絡を下さい。

(3) 報告会

報告書を提出後、事業報告会を令和7年度に実施する予定です。

※申請書・報告書は伊丹市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

4. 助成金の使途

① 対象内経費

以下の費目別の内容を参考にしてください。

収入	助成金	当委員会からの助成金
	自己資金	申請団体・グループが負担する金額
	参加費	参加される方々から徴収することによる収入
	その他	寄付金など
支出	会場費	会場利用料
	印刷費	コピー代など
	広報費	チラシ作成費など
	郵送費	切手代など
	謝礼	外部講師等への謝金や交通費など
	保険料	行事保険など
	備品	机、パソコン等が一万円以上のもの
	消耗品	コピー用紙、文具など
	その他	上記以外のもので、配分委員会で特に必要と認められたもの

※一事業につき対象内経費の20%以上は自己資金を充当して下さい。

② 対象外経費

- ・ 飲食費（主催者の食事代）
- ・ 内部講師謝礼
- ・ 人件費
- ・ 費用弁償代
- ・ 団体運営にかかる費用
- ・ ボランティア・市民活動災害共済（ボランティア保険）
- ・ 市内交通費
- ・ 販売用・スタッフ打ち合わせ・スタッフ打ち上げ等の食材費
- ・ その他募金の趣旨に添わないもの

5. 助成事業用途の変更等

(1) 助成事業用途の変更

助成申込時の計画と用途変更があった場合には、事務局までご相談ください。

(2) 助成金の取消・返還

- 助成金にかかる経理が不明確である場合
- 助成決定後、事業を廃止または休止した場合
- 助成金を指定した事業以外に使用した時
- 事実と相違した（虚偽の）助成申請または用途報告がされた場合
- その他、兵庫県共同募金会、伊丹市共同募金委員会、伊丹市社会福祉協議会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合
- 赤い羽根共同募金公募助成事業であることのPRを理由なく行わなかった場合

<問い合わせ先>

伊丹市共同募金委員会（事務局：伊丹市社会福祉協議会内）

〒664-0014 伊丹市広畑 3-1 いたみいきいきプラザ内

TEL 072-779-8512 FAX 072-777-0722